中小事業者
省エネ対策支援

平成２５年度
山形県エコ改修推進モデル事業費補助金

☆ 県内に工場、事業所等を有する中小事業者の皆様が、高効率空調設備や高効率照明設備、太陽光発電設備等を導入する事業を支援します！

１　事業内容

（１）事業概要

県内中小事業者が、県内の既存施設・設備の改修工事（更新工事）として、温室効果ガス排出量の削減につながる省エネ・再エネ設備を導入する事業に対し支援します。

（２）補助内容

① 補助対象

県内の中小事業者が、既設の事業所（自社で所有する事務所や工場）に省エネ・再エネ設備を導入で、省エネ効果が明確かつ費用対効果が優れていると見込まれる事業が対象となります。

② 補助金額

補助対象経費の３分の１（上限 200 万円。ただし平成 23 年度からの通算で 400 万円まで）。

※ 事業実施に必要な機械装置等の設計費、購入費及び設置に伴う工事・付帯工事費を対象とします。

③ 補助要件

・ 省エネ診断を受診し、その省エネ提案に基づく省エネ改修が対象となります。

・ 中長期的な温室効果ガスの自主削減計画の策定を要します。なお、当該計画には、５年間で５％程度の温室効果ガス（CO２換算）の削減目標を定めることを要します。

● 平成２０年４月１日から申請日までの間に、省エネルギーセンターや企業振興公社など専門機関が実施する省エネ診断を事前に受診し、その省エネ提案に基づく省エネ改修について補助金の交付申請をしていただくことになります。

④ 募集期間及び件数

第１期 ； 平成２５年５月 13 日（月） ～ ６月　７日（金）

※審査のうえ、削減されるエネルギー使用量の費用対効果の大きい上位１０件を対象とします。

第２期 ； 平成２５年６月 10 日（月） ～ ７月　５日（金）

※審査のうえ、削減されるエネルギー使用量の費用対効果の大きい上位から予算の範囲内で選定します。

☆平日８時間点灯する４００Ｗの水銀灯２０台を、２００Ｗの高効率照明に変更すると・・・
（４００－２００）×８時間×１３円／kWh×２０台×２０日×１２ヶ月＝年間約１０万円のコスト削減！
※参考値。点灯時間や電気料金の変動によって、コスト縮減額は変わります。

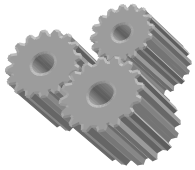

２　事業スキーム（概要）

省エネ診断実施
↓
省エネ対策事業計画作成
↓
中長期自主削減計画策定
↓
補助金交付申請
↓
審　　査
↓
補助金交付決定
↓
改修事業実施
↓
改修事業完了
↓
実績報告書提出
↓
補助金の支払

平成20年4月1日以降から申請日までの間に受診したものが有効です

平成25年度を含む中長期（5年程度）にわたるエネルギー削減計画を申請日までに作成してください。

交付決定後に設備などの設置工事（現場工事）となります。
※交付決定前に着工した場合は対象となりません。

平成26年2月28日（金）までに完了してください。

事業完了後30日以内または
平成26年2月28日（金）のいずれか早い日までの提出となります。

＝『 山形県エコ改修推進モデル事業費補助金 』に係るお申込み・お問合せ先＝

〒990-8570　山形市松波2-8-1

山形県環境エネルギー部 環境企画課
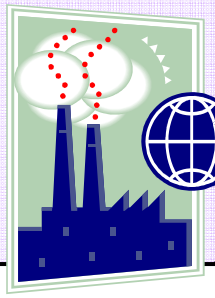
省エネルギー推進担当　　TEL：023-630-2336